

事業所等の数え方について

整備すべき業務管理体制は、介護サービス事業者が運営する事業所等の数により異なりますが、事業所等を数える際には以下の点についてご注意願います。

◇ 事業所等の数については、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。

(同一事業所番号であっても、サービス種別が異なる場合は異なる事業所等として数えます。)

例) 『グループホーム〇〇〇』という事業所が、「認知症対応型共同生活介護」と「介護予防認知症対応型共同生活介護」の指定を併せて受けている場合、その事業所数は「2」と数えます。

◇ その場合、届出様式の「3 事業所名称等及び所在地」欄への記載については、名称等が同一の事業所等であっても省略せずに記載してください。

その際には、名称の最後に()書きにてサービス種別がわかるようにしていただきますようお願いいたします。

◇ 事業所等の数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所は除いてください。

※「みなし事業所」とは

病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション)について、健康保険法による保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のことです

(介護保険法第71条第1項、第115条の11を参照)

◇ 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除いてください。

◇ 休止中の事業所についても事業所数に含めて記載してください。

◇ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等における出張所(いわゆる「サテライト事業所」)は、本体事業所に含まれるものであり、1事業所とは数えません。

◇ 届出書に記載する事業所の指定年月日は、更新の有無にかかわらず当初の指定年月日を記載してください。

(記載例)

事業所名称	指定年月日	介護保険事業所番号	所在地
グループホーム宮崎 (認知症対応型共同生活介護)	平成19年5月1日	1322222222	日向市〇〇123-1
グループホーム宮崎 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	平成19年5月1日	1322222222	日向市〇〇123-1
デイサービス日向	平成28年3月1日	1355555555	日向市〇〇2345